

滋賀県医療費適正化計画の 改定について

今後のスケジュール

時 期		医療審議会		内 容
			(医療費適正化計画部会)	
令和5年	8月	○		計画骨子
	9月～10月		○	計画素案
	10月～11月		○	計画素案
	12月	○		計画原案
令和6年	1月			
	2月			
	3月	○		答申

※現時点の案であり、事情により変更の場合もある

【基本理念】

部局全体理念…誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
計画基本理念…超高齢社会の到来に対応した持続可能な医療の確保をめざして

【第4期計画の方向性】

- 1 新たな目標
 - ・複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供
 - ・医療資源の効果的・効率的な活用
- 2 既存の目標の効率的な取り組み
 - ・ICTを活用した取組を推進
- 3 実効性向上の体制構築
 - ・県が保険者協議会等を通じ、関係者と連携する体制を構築

【参考】第3期計画の主な目標

新たな目標	○糖尿病の重症化予防の取組	○後発医薬品の使用促進
	○医薬品の適正使用の推進（重複投薬、多剤投与の適正化）	
入院医療費	○病床機能の分化・連携の推進の成果を踏まえて推計	

上記計画に定める施策を実施した場合は、適正化の効果は概ね54億円と見込まれる。

①全体的な事項

②第4期計画における都道府県の目標

- ・住民の健康の保持の推進
- ・医療の効率的な提供の推進

③目標達成に向けて都道府県が取り組む施策

- ・住民の健康の保持の推進
- ・医療の効率的な提供の推進

④都道府県計画のその他の記載事項

⑤その他

第四期医療費適正化基本方針のポイント

① 全般的な事項

項目	ポイント
医療費適正化計画の基本理念	<ul style="list-style-type: none">・ 総合確保方針の見直しを踏まえ、医療費適正化計画の基本理念の1つとして、人口減少に対応して医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高めていくために、限りある地域の社会資源を効果的・効率的に活用し、医療費適正化を図っていくことなど、今後の人口構成の変化に対応するものであることを記載
都道府県計画の作成のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的な考え方として、都道府県が保険者や医療関係者等と連携し、地域の実情を踏まえて実効的な取組を推進する必要があり、都道府県計画の作成に当たっては、全社法により必置化された保険者協議会等の場を活用し、関係者の意見を踏まえた取組を進めていくことが重要であること等を記載・ 保険者等との連携 都道府県計画の目標達成に向けて、保険者等との連携が重要であり、適正化計画の目標の達成に向けた保険者等の保健事業の取組が特定健診等実施計画やデータヘルス計画に反映されることが望ましい旨を追記・ 医療の担い手等との連携 医療の効率的な提供に関する目標の達成に向けて、都道府県域内の医療の担い手等を含む関係者が地域ごとに地域の実情を把握・検討し、適正化に向けて必要な取組を行えるよう、構成員としての参画を含め、保険者協議会への医療の担い手等の参画を促進すること等を通じ、連携を図ることが必要である旨を記載
他の計画との関係	<ul style="list-style-type: none">・ 医療費適正化計画と関連の深い他の計画等に定める内容について、都道府県計画に定める内容と重複する場合には、当該計画の関係する箇所における記述の要旨・概要を掲載することや、都道府県計画と一体的に作成することとしても差し支えない旨を記載・ 全社法により、国保運営方針で医療費適正化に関する事項が必須記載事項化されたことを踏まえ、国保運営方針の財政見通しにおいて都道府県計画の医療費見込みを用いること等により調和を図ることが望ましい旨を追記

第四期医療費適正化基本方針のポイント

② 第4期計画における都道府県の目標

項目	ポイント
住民の健康の保持の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診・特定保健指導の実施率の目標は、全国目標を踏まえ、それぞれ70%・45% ・ 以下の新たな目標を追加 <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 (例：高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進)
医療の効率的な提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品の数値目標については、まずは医薬品の安定的な供給を基本としつつ、新たな政府目標を踏まえて都道府県においても数値目標を設定することとする。 <ul style="list-style-type: none"> － 国は、骨太方針2021の「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という政府目標を、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」の議論等を踏まえ、令和5年度中に、金額ベース等の観点も踏まえて見直す。 － 都道府県計画の目標は、新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定することとする <ul style="list-style-type: none"> ※ 現時点で数量シェア80%を達成していない都道府県では、当面の目標として、可能な限り早期に数量シェア80%の達成を目指すこととする ・ 以下の新たな目標を追加 <ul style="list-style-type: none"> ① バイオ後続品 80%以上置き換わった成分数が全体の60%以上 ② 医療資源の効果的・効率的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療 (例：急性気道感染症・急性下痢症への抗菌薬処方) ✓ 医療資源の投入量に地域差がある医療 (例：白内障手術・化学療法の外来での実施、リフィル処方箋) ※ 個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることに留意しつつ、地域ごとに関係者が地域の実情を把握・検討し、適正化に向けて必要な取組を進める。 ③ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 (例：市町村の在宅医療・介護連携推進事業への後方支援、広域調整等の支援等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の設定に当たっては、ロジックモデル等のツールの活用も検討することとする

第四期医療費適正化基本方針のポイント

③ 目標達成に向けて都道府県が取り組む施策

項目	ポイント
住民の健康の保持の推進	<p><u>＜既存の目標に係る施策＞</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定健診・特定保健指導 <p>2024年度からの第4期でのアウトカム評価の導入やICTの活用により、目標達成に向けた実施率の向上が図られるとともに、更に効果的・効率的な取組の実施が期待されることを踏まえ、こうした保険者の取組を支援することを追記。</p> <p><u>＜新たな目標に係る施策＞</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 <p>広域連合と市町村による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援のため、専門的見地等からの支援、好事例の横展開、広域連合や国保連と連携した事業の取組結果の評価・分析、都道府県単位の医療関係団体等に対する広域連合と市町村への技術的な援助の要請等を実施することを記載。</p>

第四期医療費適正化基本方針のポイント

③ 目標達成に向けて都道府県が取り組む施策

項目	ポイント
医療の効率的な提供の推進	<p><u>＜既存の目標に係る施策＞</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 後発医薬品の使用促進 保険者等による差額通知の実施の支援、フォーミュラリに関する医療関係者への周知をはじめとした必要な取組を行うこと等を追記・ 医薬品の適正使用の推進 医療機関・薬局での重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進や、「高齢者の医薬品適正使用の指針」における取扱を踏まえ、高齢者に対する6種類以上の投与を目安として取り組む等、取組対象を広げること等を追記 <p><u>＜新たな目標に係る施策＞</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療資源の効果的・効率的な活用<ul style="list-style-type: none">－ 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療 抗菌薬の適正使用について、国が提供するデータ等を用いた現状・動向の把握、住民や医療関係者に対する普及啓発等を記載－ 医療資源の投入量に地域差がある医療 薬物療法の外来実施について、地域医療介護総合確保基金等を活用した、医師確保支援、施設・設備整備、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制・施設の整備等を記載 リフィル処方箋については、保険者、都道府県、医師、薬剤師などの必要な取組を検討し、実施することにより、活用を進める必要。その際、分割調剤等その他の長期処方方も併せて、地域の実態を確認しながら取り組むことを記載・ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 市町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の支援のための、管内の課題の把握、必要なデータの分析・活用支援、管内の取り組み事例の横展開、関係団体との調整等を記載 高齢者の骨折対策について、早期に治療を開始するための骨粗鬆症健診の受診率の向上、機能予後等を高めるための骨折手術後の早期離床の促進、介護施設等の入所者等を含めた退院後の継続的なフォローアップ、二次性骨折を予防するための体制整備等を記載

第四期医療費適正化基本方針のポイント

④ 都道府県計画のその他の記載事項

項目	ポイント
目標達成に向けた関係者の連携・協力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高確法第9条第9項に基づく保険者等、医療関係者等への協力要請の例として、以下を記載 <ul style="list-style-type: none"> － 後発医薬品の使用促進のために、使用割合が低い保険者等に対して、使用割合向上のための改善策の提出を要請 － 急性気道感染症等への抗菌薬処方適正化のために、医療関係団体に対して、医療機関に対する「抗微生物薬適正使用の手引き」を基本とした抗菌薬適正使用の周知を要請 ・ 全社法により、支払基金・国保連の目的・業務規定に、医療費適正化に資するレセプト情報の分析等が明記されたことを踏まえ、都道府県や保険者協議会が、これらの機関との連携を図ることも期待される旨を記載
病床機能の分化及び連携の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想における将来の病床の必要量や、病床の機能の分化及び連携の推進のための施策を記載することが考えられる旨を記載
医療費の見込みに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費見込みの精緻化を図り、保険者等との連携を強化する観点から、以下の見直し事項を記載 <ul style="list-style-type: none"> － 医療費見込みは、第3期と同様に、入院・入院外のそれぞれで算出する <ul style="list-style-type: none"> ※地域医療構想は第4期の計画期間中の2025年に向けて策定されていることを踏まえ、同年以降に係る検討状況を踏まえ、第4期の計画期間中に、必要に応じて算出方法を見直すこととする － 医療費見込みを制度区分別・年度別に算出する － 制度区分別の医療費見込みを基に、国保・後期の「1人当たり保険料の機械的な試算」を算出する － 国が都道府県に提供する推計ツールにおいて、報酬改定・制度改正により医療費見込みに影響があることが見込まれる場合には、都道府県が必要に応じて計画期間中に医療費見込みを見直すことができるようにする

第四期医療費適正化基本方針のポイント

⑤ その他

項目	ポイント
実績評価	<ul style="list-style-type: none">全社法により、都道府県は、都道府県計画の最終年度の翌年度に行う実績評価に当たって、保険者協議会の意見を聴くこととされたことを踏まえ、その旨を追記
医療費の調査分析	<ul style="list-style-type: none">地域内の医療費の実態把握の方法として、国保データベース（KDB）等の国以外のデータの活用について追記
関係者の役割	<ul style="list-style-type: none">医療費適正化の取組について、国、都道府県、保険者等、医療の担い手等それぞれの取組に加え、民間主導の日本健康会議のように、産官学が連携した取組の推進が重要であり、関係者の相互理解の下に医療費適正化の取組を進めることが必要である旨を追記 <p><国の取組></p> <ul style="list-style-type: none">バイオ後続品について、令和5年度に実態調査等を行い、その結果を踏まえて、成分ごとの普及促進策を具体化するとともに、実施に向けた対応を進める「効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療」や「医療資源の投入量に地域差がある医療」について、エビデンス等を継続的に収集・分析し、都道府県が取り組むべき目標等の追加を検討する <p><都道府県の取組></p> <ul style="list-style-type: none">全社法により、都道府県は、当該都道府県における医療提供体制の確保や国保の財政運営を担う役割を有することに鑑み、医療費適正化を図るための取組において、保険者、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすものとされたことを踏まえ、その旨等を追記 <p><保険者等の取組></p> <ul style="list-style-type: none">保健事業の実施主体として、特定健診等について、2024年度からの第4期で特定保健指導にアウトカム評価を導入すること等を踏まえ、効果的・効率的な実施を図ること等を追記 <p><医療の担い手等の取組></p> <ul style="list-style-type: none">医療の担い手等による取組の推進のため、保険者協議会への医療関係者の参画促進が重要である旨を追記 <p><国民の取組></p> <ul style="list-style-type: none">OTC医薬品の適切な使用など、症状や状況に応じた適切な行動をとることが重要であることや、マイナポータル等を通じた自身の健康情報の把握が期待されることを追記

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

●健康の増進に関する目標

- ①たばこ対策
- ②肥満者の減少
- ③食事バランス
- ④運動習慣
- ⑤食事を噛んで食べる時の状態
- ⑥予防接種
- ⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

●生活習慣病の発症予防、重症化予防に関する目標

- ⑧特定健康診査の実施率
- ⑨特定保健指導の実施率
- ⑩特定保健指導対象者の割合の減少率
- ⑪糖尿病の重症化予防の推進

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

①後発医薬品の使用促進

②バイオ後続品の使用促進

③医薬品の適正使用の推進

④医療資源の効果的・効率的な活用

- ・効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療
- ・医療資源の投入量に地域差がある医療

⑤医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

1. 第3期計画から引き続き目標となる事項

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

①たばこ対策

現状

目標:喫煙率 男性27.2%、女性3.0%(健康いきいき21より)
平成27年度 男性29.1%、女性4.0% → 令和4年度男性19.3%、女性4.2%

第4期に向けた課題

女性の喫煙率が増加しており、特に妊婦の喫煙、50歳代の女性の喫煙率が高い。
職場、家庭の受動喫煙が高い。
加熱式たばこが普及している。

第4期に向けた改善点

ライフコースアプローチの視点で、妊婦および妊婦の家族への喫煙対策の強化、
1本目を吸わせないための20歳未満の防煙教育の継続。
職場、家庭における受動喫煙防止対策の普及啓発。
たばこの健康影響について、引き続き広く県民に正しい知識の普及に努める。

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

②肥満者の減少、③食事バランス、④運動習慣、⑤食事を噛んで食べる時の状態

現状

②目標:肥満者の割合 男性(20~60歳代)22.0%、女性(40~60歳代)12.0%
平成27年度:男性25.8%、女性15.0%

→ 令和4年度:男性28.0%、女性14.6%

③目標:食事バランスに気を付けている人の割合

20歳代 男性30.0%・女性55.0%、40歳代 男性45.0%・女性70.0%

平成27年度

:20歳代 男性18.1%・女性33.3%、40歳代 男性28.8%・女性62.1%

→ 令和4年度

:20歳代 男性60.7%・女性65.5%、40歳代 男性73.0%・女性82.0%

④目標:1日30分以上の軽く汗のかく運動を週2回以上、1年以上実施している者の割合
(20~64歳) 男性26.0%、女性25.0%

平成27年度:男性20.4%、女性18.3%

→ 令和4年度:男性26.1%、女性20.2%

⑤目標:「何でも噛んで食べることができる」人の割合(60歳代)80.0%

平成27年度:39.2% → 令和4年度:66.2%

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

⑥ 予防接種

現状

目標：高齢者の接種率目標 インフルエンザ52.0%、高齢者肺炎球菌44.0%
令和3年度 インフルエンザ59.9%、高齢者肺炎球菌22.9%

第4期に向けた課題

インフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンとも接種率に市町間格差がある。高齢者肺炎球菌接種ワクチンの接種率については母数に第1回目接種を行わなかった対象者が含まれているため、接種率が横ばいの状態が続いている。また、令和5年度で予防接種の経過措置が終了する(新たに65歳になる者のみになる)ため、その影響が懸念される。

第4期に向けた改善点

目標値は、感染性を表す指標としての「基本再生産数」を使った方法で計算し、科学的根拠に基づく値を設定する。
高齢者肺炎球菌ワクチン接種の未接種者へのアプローチを検討する。

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

⑧特定健康診査の実施率

現状

目標:特定健診受診率 目標70.0%以上
平成27年度 49.7% → 令和3年度 60.0%

第4期に向けた課題

受診率はここ数年横ばい状態が継続しており、目標値の70%と乖離している。市町国保においては、40～50歳代の若い世代と男性の受診率向上が課題。また、被用者保険においては、特に被扶養者の受診率向上対策の取組が必要である。

第4期に向けた改善点

保険者協議会において、受診勧奨の広報を行い広く被保険者への受診啓発を図るとともに、被用者保険の被扶養者の受診率向上に向けた取組等について検討していく。

第4期の目標

基本方針が示す70%以上で検討。

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

⑨特定保健指導の実施率

現状

目標：特定保健指導の実施率 目標45.0%以上
平成27年度 20.5% → 令和3年度 26.3%

第4期に向けた課題

実施率はコロナ禍の影響でいったん減少し徐々に戻りつつあるが、目標値の45.0%と乖離しており、市町間格差も大きい。

第4期に向けた改善点

対象者の課題に応じた効果的な保健指導が実施できるよう、データ分析に基づく実施率向上に向けた取り組みを行うとともに、保健指導実践者を継続して育成していく。

第4期の目標

基本方針が示す45%以上で検討。

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

⑩特定保健指導対象者の割合の減少率

現状

目標:平成20年度と比べた、減少率 目標25.0%以上
平成27年度 11.3% → 令和3年度9.1%

第4期に向けた課題

目標値の25.0%以上とは乖離している。県民自らが適切な生活習慣を身に付けることができるよう支援していく必要があり、行動変容につながる保健指導が実施できるよう、引き続き人材育成を行う。

第4期に向けた改善点

各保険者において効果的な保健指導の実施および評価ができるよう、研修会の開催等により支援を行う。

また、保険者協議会を通じて、各保険者における加入者の健康づくりと各保健事業の推進に向けた取り組み事例の情報共有を行うなど、加入者の健康意識の普及啓発にも努める。

第4期の目標

基本方針が示す25%以上で検討。

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

⑪糖尿病の重症化予防の推進

現状

目標:糖尿病性腎症による新規透析導入者数 各年度181人以下
H30:168人、R1:134人、R2:145人、R3:165人

第4期に向けた課題

目標達成している。引き続き、プログラムに基づいた効果的な医療機関と連携した保健指導や、かかりつけ医と専門医との病診連携、合併症の精査や早期発見のため歯科など他科との連携体制等の構築を推進する。

第4期に向けた改善点

保健指導や療養指導等が実施できるよう専門職の質の向上を図り、かかりつけ医と専門医、他科連携、多職種連携による重症化予防対策に取り組む。

第4期の目標

課題および改善点を踏まえて検討。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

①後発医薬品の使用促進

現状

目標:後発医薬品の使用割合80.0%
平成28年度:67.0% → 令和3年度82.2%

第4期に向けた課題

厚生労働省が定めている後発医薬品の使用割合の目標について、本県は目標の80%以上を達成しているため、維持する。市町で見ると80%に満たない市町もあるため、底上げを図る。

また、一部の後発医薬品の供給不足により、他剤への変更を余儀なくされるなど、後発医薬品の安定供給に対する不安が広がっている。

第4期に向けた改善点

後発医薬品を安心して使用できる環境づくりとして、過剰な発注を抑制すべく業界の後発医薬品の供給状況の公表に関する取組を紹介するなど、後発医薬品の供給不足の解消に向けた啓発を行う。

第4期の目標

国が今年度中に目標を見直すため、その目標を踏まえ、検討。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

③医薬品の適正使用の推進（重複投薬・多剤投与の対象者への指導）

現状

目標:3医療機関以上から同一成分を持つ薬剤投与を受けている重複服薬者や15種類以上の薬剤投与を受けている多剤投与対象者に指導実施

平成30年度以降、重複頻回受診者等訪問指導事業を県内全市町で実施。

第4期に向けた課題

国民健康保険において、全市町で取組が実施できているが、対象者の抽出基準や指導方法について検討していく必要がある。

第4期に向けた改善点

国民健康保険において、対象者の抽出基準や指導方法について検討。

第4期目標

引き続き、国民健康保険等において、重複・頻回受診者に対する指導を行うとともに、重複服薬者・多剤投与者に対する訪問等による指導も実施していく。
また、多剤投与者の薬剤数量(現在15種類以上)について検討。

2. 第4期計画において新たに目標となる事項

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

⑦ **【新】** 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

国基本方針より抜粋

課題

体重や筋肉量の減少を主因とした低栄養や、口腔機能、運動機能、認知機能の低下等のフレイルなどに着目して高齢者の保健事業と介護予防を実施することや、高齢者に係る疾病の重症化予防と生活機能維持の両面にわたる課題に一体的に対応することが重要である。

第4期の目標

高齢者の保健事業と介護予防の(後期高齢者医療広域連合と市町村による)一体的実施の推進

第4期の施策

こうした取組を支援するため、専門的見地等からの支援、好事例の横展開、後期高齢者医療広域連合や国民健康保険団体連合会と連携した事業の取組結果に対する評価・分析、都道府県単位の医療関係団体等に対する広域連合と市町村への技術的な援助の要請等に取り組む。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

② 【新】 バイオ後続品の使用促進

国基本方針より抜粋

国において、令和11年度末までにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするという目標が設定された。

第4期の目標

基本方針が示す数量ベースで80%以上置き換わった成分数が全体の60%以上で検討。

第4期の施策

普及啓発等に関する施策について、医療関係者と相談・協議しながら、慎重にすすめ、検討していく。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

④ 【新】 医療資源の効果的・効率的な活用

国基本方針より抜粋

課題

- 1 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療
(例)急性気道感染症および急性下痢症の患者に対する抗菌薬の処方
- 2 医療資源の投入量に地域差がある医療
(例)白内障手術および化学療法
- 3 リフィル処方箋

外来での実施状況などについては、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることに留意しつつ、地域ごとに関係者が地域の実情を把握するとともに、医療資源の効果的かつ効率的な活用に向けて必要な取組について検討し、実施していくことが重要である。

地域の医療提供体制の現状を踏まえると診療行為を行うことが困難であること等の事情が考えられるため、医療関係者と連携して取り組むことが重要である。

第4期の目標

まずは地域の実情や実態を把握する。その後、関係者と協議し、検討していく。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

⑤ **【新】** 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

国基本方針より抜粋

課題

高齢期の疾病は、疾病の治療等の医療ニーズだけでなく、疾病と関連する生活機能の低下等による介護ニーズの増加にもつながりやすい。

このため、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要である。

第4期の目標

市町村の在宅医療・介護連携推進事業への後方支援、広域調整等の支援等
大腿骨骨折等の予防

第4期の施策

市町が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の支援、骨折対策

第4期 滋賀県医療費適正化計画 構成(案)

◇◇◇ 計画の構成 ◇◇◇

[計画期間] 令和6年度～令和11年度（6年間）

第1章 医療費適正化に関する基本方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 医療費適正化計画の基本理念
誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
～超高齢社会の到来に対応した持続可能な医療の確保をめざして～
- 3 他の計画等との関係

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- 1 医療費の動向
- 2 病床数
- 3 医療機能の現状
- 4 在宅医療
- 5 生活習慣病に分類される疾患の状況
- 6 特定健康診査およびメタリックリンクド・ルームの状況
- 7 たばこ
- 8 後発医薬品
- 9 人口推移等
- 10 医療費の今後の見通し

第3章 目標と取り組むべき施策

- 1 目標
 - (1) 住民の健康の保持の推進に関する目標
 - 健康の増進に関する目標
 - ①たばこ対策
 - ②肥満者の減少
 - ③バランスのとれた食事
 - ④運動習慣
 - ⑤食事を噛んで食べる時の状態
 - ⑥予防接種
 - ⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
○広域連合と市町による一体的実施の推進
 - 生活習慣病の発症予防、重症化予防の推進
 - ⑧特定検診等の実施率（70%以上）
 - ⑨特定保健指導の実施率（45%以上）
 - ⑩メタリックリンクド・ルームの該当者および予備軍の減少率
（平成20年度と比べて令和11年度時点で減少率が25%以上）
 - ⑪糖尿病の重症化予防の推進
 - (2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標
 - ①後発医薬品の使用促進
 - ②バイオ後続品の使用促進
（数量ベースで80%以上置き換わった成分数が
全体の成分数の60%以上）
 - ③医薬品の適正使用の推進
 - ④医療資源の効果的・効率的な活用
 - ⑤医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進
○在宅医療・介護連携推進事業への後方支援

※（ ）内は数値目標

- 2 取り組むべき施策
 - (1) 住民の健康の保持の推進
 - 健康の保持の推進
 - ①健康なひとづくり
 - ②健康なまちづくり
 - 生活習慣病の発症予防、重症化予防
 - ①特定健康診査および特定保健指導等の推進
 - ②糖尿病の重症化予防
 - (2) 医療の効率的な提供の推進
 - ①電子処方箋の普及促進、オンライン資格確認システムの活用
 - ②病床の機能の分化および連携の推進に関する事項
 - ③高齢者の骨折対策、
在宅医療・介護連携推進事業への後方支援
 - 3 保険者、医療機関その他の関係者の連携および協力
保険者協議会との連携強化
 - 4 医療に要する費用の見通し
国保・後期高齢・被用者保険のそれぞれの医療費見込み
1人当たりの保険料（被用者保険を除く）が試算される

既存の目標に係る効果的な取り組み

新たな目標・
施策等の追加

実効性向上のための
体制構築

適正化の効果

令和11年度における
計画を実行しない場合の県民医療費の推計と
計画を実行した場合の県民医療費の推計との差額

第4章 計画作成のための体制の整備および達成状況の評価

- 1 計画作成のための体制の整備
- 2 達成状況の評価